

大阪広域環境施設組合条例第 1 号

大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例

大阪広域環境施設組合職員定数条例（平成 26 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 管理者の補助機関たる職員は、 <u>484 人</u> とする。 [(2)~(4) 略] [ 2・3 略]	(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 管理者の補助機関たる職員は、 <u>486 人</u> とする。 [(2)~(4) 同左] [ 2・3 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。